

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第1四半期)
自2021年11月1日
至2022年1月31日

tripla株式会社

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	8
第4【経理の状況】	9
1【四半期財務諸表】	10
2【その他】	15
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	16

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年10月20日

【四半期会計期間】 第8期第1四半期(自2021年11月1日 至2022年1月31日)

【会社名】 tripla株式会社

【英訳名】 tripla Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 高橋 和久
代表取締役CTO 鳥生 格

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目22番13号

【電話番号】 03(6276)6553

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 岡 義人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川1-22-13 新川I&Lビル6F

【電話番号】 03(6276)6553

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 岡 義人

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期 累計期間
会計期間	自2021年11月1日 至2022年1月31日
営業収益 (千円)	176,651
経常利益 (千円)	14,009
四半期純利益 (千円)	9,962
資本金 (千円)	388,750
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 (株)	13,043 1,500 3,937 4,620
純資産額 (千円)	159,799
総資産額 (千円)	915,300
1株当たり四半期純利益 (円)	2.16
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	17.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、第7期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成しておりませんので、第7期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 2022年6月28日開催の臨時取締役会において、A種類株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議したことにより、2022年7月13日付で自己株式として取得し、対価としてA種類株式、B種優先株式、C種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しておりますが、当事業年度の期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。なお、当社が取得したA種類株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。
6. 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。なお、新型コロナウイルス感染症の国内外における感染拡大の影響については、状況を注視してまいりますが、今後の経過によっては当社の事業に影響を与える可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は前第1四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、2021年10月に緊急事態宣言が全面解除されて以降、経済活動が活性化しました。2021年12月までは新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が低位で推移する状態が続き、正常化へ向かいました。しかしその後、感染力の強いオミクロン株が我が国においても、まん延することとなった結果、2022年1月下旬以降、まん延防止等重点措置が複数の地域に適用となり、経済活動は国内消費を中心に再び、減速感が強まりました。

当社の事業と関連性が高い宿泊業界においては、当第1四半期累計期間の延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症拡大（以下、「コロナ禍」）前の2019年の同月と比較し、73.2%となりました。内訳としては、日本人の宿泊者数は91.0%、訪日外国人の宿泊者数は3.1%に留まりました。2021年11月、12月に掛けては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少等の影響により、延べ宿泊者数は回復し、2021年12月は、2019年の同月対比で104.0%とコロナ禍前を上回りました。しかし、2022年1月以降、さらなる変異株の出現により、同感染者数が急増し、延べ宿泊者数は2021年12月より大きく減少し、2022年1月の日本人の延べ宿泊者数は、2019年同月対比で82.2%でした。なお、延べ宿泊者数については、国土交通省観光庁の発表する数値に基づき集計しております。

新型コロナウイルス感染症の流行により、生活様式の変化を強いられる中、当社ホスピタリティソリューション事業においては、顧客価値向上のため、前年度に引き続き、主要サービスである「triplaホテルブッキング」、及び「triplaチャットボット」の機能改善に向けた開発投資を継続するとともに、新サービスとして、「triplaコネクト」等のリリース等を行いました。また、施設数を積み上げる営業活動に注力いたしました。

このような取り組みの結果、triplaホテルブッキングの施設数は、当第1四半期累計期間において、前年同四半期比より70施設増の1,161施設、triplaチャットボットの施設数は、当第1四半期累計期間において、前年同四半期比より43施設増の935施設となりました。また、GMV（Gross Merchandise Value）も、当第1四半期累計期間において、前年同四半期比の430.8%増の7,191百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の営業収益は176,651千円となりました。利益面については、営業利益は13,792千円、経常利益は14,009千円、当期純利益は9,962千円となりました。

なお、当第1四半期会計期間の期首から、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用したことに伴い、当第1四半期累計期間の営業収益、営業利益がそれぞれ11,888千円減額しております。なお、収益認識会計基準等の適用の詳細については、「第4 経理の状況 1四半期財務諸表注記事項（会計方針の変更等）」をご参照ください。

なお、当社はホスピタリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期累計期間における資産合計は、前事業年度末に比べ4,039千円増加し、915,300千円となりました。流動資産は5,961千円増加し、902,337千円となりました。固定資産は1,921千円減少し、12,962千円となりました。

(負債)

当第1四半期累計期間における負債合計は、前事業年度末に比べ5,923千円減少し、755,500千円となりました。流動負債は316千円増加し、527,980千円となりました。固定負債は前事業年度末に比べ6,240千円減少し、227,520千円とな

りました。

(純資産)

当第1四半期累計期間における純資産合計は、前事業年度末に比べ9,962千円増加し、159,799千円となりました。主な要因は四半期純利益9,962千円の計上による増加であります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針、経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事実上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	91,000
A種優先株式	5,000
B種優先株式	4,000
C種優先株式	10,000
計	110,000

(注) 1. 2022年7月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付で、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を18,370,000株増加し、18,480,000株としております。

2. 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は18,370,000株増加し、18,480,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年10月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,043	4,620,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 1、2、3
A種優先株式	1,500	—	非上場	(注) 1、4
B種優先株式	3,937	—	非上場	(注) 1、5
C種優先株式	4,620	—	非上場	(注) 1、6権
計	23,100	4,620,000	—	—

(注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月13日付で、A種優先株式、1,500株、B種優先株式3,937株及びC種優先株式4,620株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ、1,500株、3,937株、4,620株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを2022年7月13日で消却しております。

2. 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,596,900株増加し、発行済株式総数は4,620,000株となっております。

3. 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

4. A種優先株式の内容は下記のとおりです。

(残余財産の分配)

C種優先株主及びB種優先株主に対する残余財産の分配後、残余財産の分配をするときは、A種優先株主に対し、普通株主に先立ち、A種優先株式1株につき2,600円を支払う。

(金銭を対価とする取得請求権)

A種優先株主は、当社が、事業譲渡、事業譲受け、合併、会社分割、株式交換又は株式移転が当社の取締役会

若しくは株主総会において承認された場合、当社の発行済株式総数の過半数の株式の譲渡が相続人等に対する売渡請求に基づき承認された場合、又はある株式譲渡の結果、特定の株主（当該株主の子会社、関連会社、及び関係会社、並びに当該株主の親会社、その子会社、関連会社、及び関係会社、並びにそれらの取締役、監査役及び従業員を含む。）の議決権が当社の総株主の議決権の過半数となる場合における当該株式譲渡が譲渡承認請求に基づき承認された場合には、かかる承認の日を初日として20日間に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに金銭を交付することを当社に請求することができる。

（普通株式を対価とする取得請求権）

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる。

（普通株式を対価とする取得条項）

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、合理的な期間内において取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。

（議決権）

A種優先株主は、当社株主総会及びA種種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

5. B種優先株式の内容は下記のとおりです。

（残余財産の分配）

C種優先株主に対する残余財産の分配後、残余財産の分配をするときは、B種優先株主に対し、A種優先株主及び普通株主に先立ち、B種優先株式1株につき3,400円を支払う。

（金銭を対価とする取得請求権）

B種優先株主は、当社が、事業譲渡、事業譲受け、合併、会社分割、株式交換又は株式移転が当社の取締役会若しくは株主総会において承認された場合、当社の発行済株式総数の過半数の株式の譲渡が相続人等に対する売渡請求に基づき承認された場合、又はある株式譲渡の結果、特定の株主（当該株主の子会社、関連会社、及び関係会社、並びに当該株主の親会社、その子会社、関連会社、及び関係会社、並びにそれらの取締役、監査役及び従業員を含む。）の議決権が当社の総株主の議決権の過半数となる場合における当該株式譲渡が譲渡承認請求に基づき承認された場合には、かかる承認の日を初日として20日間に限り、保有するB種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに金銭を交付することを当社に請求することができる。

（普通株式を対価とする取得請求権）

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当社がB種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる。

（普通株式を対価とする取得条項）

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、合理的な期間内において取締役会の定める日をもって、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。

（議決権）

B種優先株主は、当社株主総会及びB種種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

6. C種優先株式の内容は下記のとおりです。

（残余財産の分配）

残余財産の分配をするときは、C種優先株主に対し、B種優先株主、A種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株式1株につき5,000円を支払う。

（金銭を対価とする取得請求権）

C種優先株主は、当社が、事業譲渡、事業譲受け、合併、会社分割、株式交換又は株式移転が当社の取締役会

若しくは株主総会において承認された場合、当社の発行済株式総数の過半数の株式の譲渡が相続人等に対する売渡請求に基づき承認された場合、又はある株式譲渡の結果、特定の株主（当該株主の子会社、関連会社、及び関係会社、並びに当該株主の親会社、その子会社、関連会社、及び関係会社、並びにそれらの取締役、監査役及び従業員を含む。）の議決権が当社の総株主の議決権の過半数となる場合における当該株式譲渡が譲渡承認請求に基づき承認された場合には、かかる承認の日を初日として20日間に限り、保有するC種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに金銭を交付することを当社に請求することができる。

（普通株式を対価とする取得請求権）

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当社がC種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる。

（普通株式を対価とする取得条項）

当社は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、合理的な期間内において取締役会の定める日をもって、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。

（議決権）

C種優先株主は、当社株主総会及びC種種類株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年1月31日	—	普通株式 13,043 A種優先株式 1,500 B種優先株式 3,937 C種優先株式 4,620	—	388,750	—	288,750

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,043 A種優先株式 1,500 B種優先株式 3,937 C種優先株式 4,620	普通株式 13,043 A種優先株式 1,500 B種優先株式 3,937 C種優先株式 4,620	(1) ②「発行済株式」の 「内容」の記載を参照。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	23,100	23,100	—
総株主の議決権	23,100	23,100	—

- (注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月13日付で、A種優先株式、1,500株、B種優先株式3,937株及びC種優先株式4,620株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ、1,500株、3,937株、4,620株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを2022年7月13日で消却しております。
2. 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,596,900株増加し、発行済株式総数は4,620,000株となっております。
3. 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員】の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2021年11月1日から2022年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年11月1日から2022年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	778,048	807,645
売掛金(純額)	※ 75,897	※ 66,139
その他	42,430	28,552
流動資産合計	896,376	902,337
固定資産		
有形固定資産(純額)	5,499	5,313
無形固定資産	297	—
投資その他の資産	※ 9,087	※ 7,649
固定資産合計	14,884	12,962
資産合計	911,261	915,300
負債の部		
流動負債		
短期借入金	35,812	33,424
1年内返済予定の長期借入金	6,240	12,480
預り金	411,539	429,885
その他	74,072	14,177
流動負債合計	527,664	527,980
固定負債		
長期借入金	233,760	227,520
固定負債合計	233,760	227,520
負債合計	761,424	755,500
純資産の部		
株主資本		
資本金	388,750	388,750
資本剰余金	769,485	769,485
利益剰余金	△ 1,008,398	△ 998,436
株主資本合計	149,836	159,799
純資産合計	149,836	159,799
負債純資産合計	911,261	915,300

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)
営業収益	176,651
営業費用	162,858
営業利益	13,792
営業外収益	
受取利息	2
為替差益	367
その他	10
営業外収益合計	380
営業外費用	
支払利息	162
営業外費用合計	162
経常利益	14,009
特別利益	
固定資産処分益	65
特別利益合計	65
税引前四半期純利益	14,075
法人税、住民税及び事業税	2,673
法人税等調整額	1,439
法人税等合計	4,112
四半期純利益	9,962

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払の額を差し引いた純額で収益認識する方法に変更しております。

また、受注制作のソフトウェアについて、従来、工事完成基準(検収基準)を適用しておりましたが、当第1四半期会計期間より、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当第1四半期累計期間における営業収益、営業費用はそれぞれ11,888千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	当第1四半期会計期間 (2022年1月31日)
流動資産	1,883千円
投資その他の資産	30千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)
減価償却費	906千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)

当社は、ホスピタリティソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社はホスピタリティソリューション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)
tripla Book	95,169
tripla Bot	80,724
その他	757
顧客との契約から生じる収益(合計)	176,651

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)
1株当たり四半期純利益	2.16
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	9,962
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	9,962
普通株式の期中平均株式数(株)	4,620,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2022年6月28日開催の臨時取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議したことにより、2022年7月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しておりますが、当事業年度の期首に当該普通株式の交付が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
3. 2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年7月26日付で株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 優先株式の取得及び消却

当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議したことにより、2022年7月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2022年7月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 1,500株

B種優先株式 3,937株

C種優先株式 4,620株

(2) 交換により交付した普通株式数 10,057株

(3) 交換後の発行済普通株式数 23,100株

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2022年6月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を行っております。また、株式分割に伴い、2022年7月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年7月26日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2022年7月25日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき200株で分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数 23,100株

分割により増加した株式数 4,596,900株

分割後の発行済株式総数 4,620,000株

分割後の発行可能株式総数 18,480,000株

③ 株式分割の効力発生日

2022年7月26日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年10月11日

tripla株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士
業務執行社員

齋藤 晃一

指定社員 公認会計士
業務執行社員

与田 聡司

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているtripla株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、tripla株式会社の2022年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期

レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上